

岐阜県公報

号外(二) 令和元年十月十五日

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

一

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同)

二

告示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施

(家畜防疫対策課)

二

訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

三

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「家畜防疫企画監」を「家畜防疫対策監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県人事委員会規則第六号の一部を次のように改正する。
第三十八条の十第一項中「農政部家畜防疫対策課」の下に「農政部家畜伝染病対策課」を加える。

別表第一の三知事の部本庁の項中「家畜防疫企画監」を「家畜防疫対策監」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「家畜防疫企画監」を「家畜防疫対策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一のイの表知事の部本庁の項六級の欄中「家畜防疫企画監」を「家畜防疫対策監」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和元年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちようにあつては、十羽）以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和元年十月二十五日から同年十一月二十二日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一家畜防疫対策課の項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課

家伝

附 則

この訓令は、令和元年十月十五日から施行する。

令和元年十月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社